

運転免許取得者等検査の認定に関する細則をここに公布する。

運転免許取得者等検査の認定に関する細則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。)の規定に基づき、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う運転免許取得者等検査の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定及び認定の申請)

第2条 法第108条の32の3第1項の認定を受けようとする者は、[次の各号](#)に掲げる検査の種別に応じ、それぞれ[当該各号](#)に定める申請書により申請を行うものとする。

(1) 認知機能検査同等方法による検査

ア 運転免許取得者等検査の指定申請書([別記第1号様式](#))

イ 運転免許取得者等検査の認定申請書([別記第2号様式](#))

(2) 運転技能検査同等方法による検査

ア 運転免許取得者等検査の指定申請書([別記第3号様式](#))

イ 運転免許取得者等検査の認定申請書([別記第4号様式](#))

(申請書の審査)

第3条 公安委員会は、[前条](#)の規定による指定及び認定の申請があったときは、規則第2条、第3条及び第4条に規定する基準に適合しているか否かについて審査を行うものとする。

(指定書の交付)

第4条 公安委員会は、規則第4条第1項第4号及び同条第2項第4号の規定により、運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定したときは、[次の各号](#)に掲げる検査の種別に応じ、それぞれ[当該各号](#)に定める指定書の交付を行うものとする。

(1) 認知機能検査同等方法による検査 指定書([別記第5号様式](#))

(2) 運転技能検査同等方法による検査 指定書([別記第6号様式](#))

(指定の取消し)

第5条 公安委員会は、[前条](#)の規定による指定を受けた者が、指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとする。

2 公安委員会は、[前項](#)の規定により指定を取り消したときは、当該取消しを受けた者に対して[次の各号](#)に掲げる検査の種別に応じ、それぞれ[当該各号](#)に定める指定取消通知書により通知するものとする。

(1) 認知機能検査同等方法による検査 指定取消通知書([別記第7号様式](#))

(2) 運転技能検査同等方法による検査 指定取消通知書([別記第8号様式](#))

(認定認知機能検査結果通知書の交付)

第6条 規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査で法第108条の32の3第1項の認定を受けたもの(以下この条において「認定認知機能検査」という。)を行う者は、規則第9条第1項の規定により、認定認知機能検査を受けた者に対して、その者が受けた検査の結果に対応した[次の各号](#)に掲げる認定認知機能検査結果通知書の交付を行うものとする。

(1) 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある者 認定認知機能検査結果通知書([別記第9号様式](#))

(2) 「認知症のおそれがある」基準に該当しない者 認定認知機能検査結果通知書([別記第10号様式](#))

(認定運転技能検査受検結果証明書の交付)

第7条 規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査で法第108条の32の3第1項の認定を受けたもの(以下この条において「認定運転技能検査」という。)を行う者は、規則第9条第2項の規定により、認定運転技能検査を受けた者に対して、認定運転技能検査受検結果証明書([別記第11号様式](#))の交付を行うものとする。

(帳簿の作成)

第8条 規則第10条第1項に規定する特定検査を行う者が備えるべき帳簿は、[次の各号](#)に掲げる検査の種別に応じた検査記録簿とする。

(1) 認定認知機能検査 認定認知機能検査記録簿([別記第12号様式](#))

(2) 認定運転技能検査 認定運転技能検査記録簿([別記第13号様式](#))

(変更届)

第9条 規則第8条第1項及び第3項の規定による申請書の記載事項又は添付書類の内容の変更の届出は、変更届([別記第14号様式](#))により行うものとする。

(申請書等の提出)

第10条 申請書及び変更届については、交通部免許管理課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(電磁的記録媒体による手続)

第11条 規則第14条に規定する運転免許取得者等検査の認定申請に係る電磁的記録媒体については、光ディスク、USBメモリ、外付けハードディスクドライブその他これらに類するものであって、鹿児島県警察の使用に係る電子計算機若しくは周辺機器に挿入し、又は接続できるものとする。

2 電磁的記録媒体に記録するファイル形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。

3 一つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。

4 電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載したラベルを貼付しなければならない。

(1) 提出者の名称

(2) 提出年月日

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

附 則(令和7年3月21日公安委員会規則第11号)

1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の運転免許取得者等検査の認定に関する細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和7年12月5日公安委員会規則第35号)

この規則は、令和7年12月15日から施行する。

別記

第1号様式(第2条関係)

<p>運転免許取得者等検査の指定申請書 認知機能検査同等方法</p> <p>年 月 日</p> <p>鹿児島県公安委員会 殿</p> <p>申請者 住 所 氏 名</p> <p>運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第2号様式(第2条関係)

<p>運転免許取得者等検査の認定申請書 認知機能検査同等方法</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿児島県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者 氏 名</p> <p>道路交通法第108条の32の3の規定による認定を受けたいので申請します。</p>	
認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名	
運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査の方法の区分	
運転免許取得者等検査の方法の名称	
添 付 書 類	

注1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。

[第3号様式\(第2条関係\)](#)

第3号様式(第2条関係)

<p>運転免許取得者等検査の指定申請書 運転技能検査同等方法</p> <p>年 月 日</p> <p>鹿児島県公安委員会 殿</p> <p>申請者 住 所 氏 名</p> <p>運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[第4号様式\(第2条関係\)](#)

第4号様式(第2条関係)

運転免許取得者等検査の認定申請書 運転技能検査同等方法	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
住 所 申請者 氏 名	
道路交通法第108条の32の3の規定による認定を受けたいので申請します。	
認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名	
運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査の方法の区分	
運転免許取得者等検査の方法の名称	
添 付 書 類	

注1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。


[第5号様式\(第4条関係\)](#)

第5号様式(第4条関係)

第	号								
指	定	書							
認	知	機	能	検	査	同	等	方	法
名	称								
所	在	地							

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定により、同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[第6号様式\(第4条関係\)](#)

第6号様式(第4条関係)

第 号

指 定 書
運転技能検査同等方法

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[第7号様式\(第5条関係\)](#)

第7号様式(第5条関係)

指 定 取 消 通 知 書 認知機能検査同等方法	
年 月 日	
住 所	
殿	
	鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 <input type="checkbox"/>
<p>次の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。</p>	
指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[第8号様式\(第5条関係\)](#)

第8号様式(第5条関係)

指 定 取 消 通 知 書
運転技能検査同等方法

年 月 日

住 所

殿

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会

次の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[第9号様式\(第6条関係\)](#)

第9号様式(第6条関係)

にんていにんちきのうけんさけつかつうちしよ
認定認知機能検査結果通知書

じゆう しよ
住 所
し めい
氏 名
せいねんがつび
生 年 月 日
けんさねんがつび
検査年月日
けんさばしよ
検査場所

そうごうてん
総合点

	てん 点
--	---------

(A てん
点)
(B てん
点)

きおくりよく はんだんめよく ひく

にんちしよ

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

きおくりよく はんだんめよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん しんろへんこう あいず
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図
おく
が遅れたりする傾向がみられます。
こんご うんてん じゆうぶんちゆうい いし かぞく そうだん すす
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧め
します。
りんじてきせいけんさ せんもんい しんだん う また いし しんだんしよ ていしゆつ
また、臨時適性検査(専門医による診断)を受け、又は医師の診断書を提出していただく
し
こくのお知らせが公安委員会からあります。
しんだん けつか にんちしよ はんめい うんてんめんきよ とりけ ていし
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という
ぎようせいしよぶんたいしよ
行政処分の対象となります。

うんてんめんきよしよとう こうしんてつづき さい

しよめん かめら じさん

運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者

印

にんていにんちきのうけんさ はんてい けいさんとう
認定認知機能検査の判定や計算等について

そうごうてん はんてい
総合点による判定

てんみまん 36点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
----------------	--

はんてい きじゆん てんすう てん にんちきのうけんさ けつか にんちしようせんもんい しんだんけつか
判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果と
かんけい とすれでき ふんせき さだ
の関係を統計的に分析して定められたものです。

にんていにんちきのうけんさ きおくりよく はんだんりよく じようきよう かんい けんさ かくにん
認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するも
にんちしよう しんだん おこな
ので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、そうごうてん てんみまん
総合点が36点未満であったとしても、ただちに認知症であることを示すもの
ではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すも
のではありませんので、きおくりよく はんだんりよく ふあん ほう ちか いりようかんとう そうだん
記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談さ
れることをお勧めします。

にんちしよう めんきしようとう こうしん ただ めん
認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできますし、直ちに免
きよ と け けいさつ れんらく いし しんだん う
許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受け
ることになります。

にんちしよう しんだん ばかい めんきよ と け また ていし こんがい けんさけつか
認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査結果に
ごしつもん ほう にんていにんちきのうけんさ おこな す とどうふけんけいさつ
ついて、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察
うんてんめんきよたんとうか と あ
の運転免許担当課までお問い合わせください。

そうごうてん けいさん
総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゆつ
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。
ただ かせう おお そうごうてん たか
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そうごうてん
総合点=2.499×A+1.336×B

きおく しゆい なまえ ただ かせう てん
Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点
すう ただ かせう てんすう
数です。正しく回答すると点数がつかます。

とし つき ひ ようび じこく ただ かせう
Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての
てんすう ただ かせう てんすう
点数です。正しく回答すると点数がつかます。

第10号様式(第6条関係)

にんていにんちきのうけんさけつちゆうちしよ
認定認知機能検査結果通知書

じゆう じよ
住 所
し めい
氏 名
せいねんがつび
生 年 月 日
けんさねんがつび
検査年月日
けんさばしよ
検査場所

にんあしよ きじゆん がいせう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかゐ けつか さおくりよく ほんだんりよく ていか い み
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するものではありません。

こじんさ かせい にんちきのう しんたいきのう へんか じぶんじしん
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身の

じようたい つね じかく おう うんてん たいせつ
状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

さおくりよく ほんだんりよく ていか しんごうむし いちじふていし いはん しんろへんこう あいず
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図

おく けいこう こんご うんてん じゆうぶんちゆうい
が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転について十分注意してください。

うんてんめんきよしやうとう こうしんてつさき さい しよめん かゐら じさん
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者



にんていにんちきのうけんさ はんてい けいさんとう
認定認知機能検査の判定や計算等について

そうごうてん はんてい
総合点による判定

てんみまん 36点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
----------------	--

はんてい きじゆん てんすう てん にんちきのうけんさ けつか にんちしようせんもんい しんだんけつか
判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果と
かんけい とすれでき ふんせき さだ
の関係を統計的に分析して定められたものです。

にんていにんちきのうけんさ きおくりよく はんだんりよく じようきよう かんい けんさ かくにん
認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するも
にんちしよう しんだん おこな
ので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、そうごうてん てんみまん
総合点が36点未満であったとしても、ただちに認知症であることを示すもの
ではありません。また、てんちしよう
36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すもの
ではありませんので、きおくりよく はんだんりよく ふあん ほう ちか いりようきかんとう そうだん
記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談さ
れることをお勧めします。

にんちしよう めんきしようとう こうしん ただ めん
認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできますし、直ちに免
きよ と け けいさつ れんらく いし しんだん う
許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受け
ることになります。

にんちしよう しんだん ぼかい めんきよ と け また ていし こんがい けんさけつか
認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査結果に
ごしつもん ほう にんていにんちきのうけんさ おこな す とどうふけんけいさつ
ついて、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察
うんてんめんきよたんとうか と あ
の運転免許担当課までお問い合わせください。

そうごうてん けいさん
総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゆつ
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。
ただ かきせう まお そうごうてん たか
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そうごうてん
総合点=2.499×A+1.336×B

きおく しゆい なまえ ただ かきせう てん
Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点
すう ただ かきせう てんすう
数です。正しく回答すると点数がつかます。

とし つき ひ ようび じこく ただ かきせう
Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての
てんすう ただ かきせう てんすう
点数です。正しく回答すると点数がつかます。

第11号様式(第7条関係)

第 号	
認定運転技能検査受検結果証明書	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
前記の者は、年 月 日、において、道路 交通法第108条の32の3第1項第3号ロに掲げる基準に適合する運転免許取得者等検査で同 項の認定を受けたもの(認定運転技能検査)を受けた者であることを証明する。	
認定運転技能検査の結果	点
<input type="checkbox"/> 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は受けて いる者	
〈合格基準〉	
・ 下記以外の運転免許	→ 70点以上
・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許	→ 80点以上
年 月 日	
所在地 名 称 管理者	印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[第12号様式\(第8条関係\)](#)

第12号様式(第8条関係)

認定認知機能検査記録簿					
自		年	月	日	名称
至		年	月	日	代表者
番号	氏名 生年月日	住所		検査員氏名	検査の成績 検査年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[第13号様式\(第8条関係\)](#)

第13号様式(第8条関係)

認定運転技能検査記録簿					
自		年	月	日	名称
至		年	月	日	代表者
番号	氏名 生年月日	住所		検査員氏名	検査の成績 検査年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[第14号様式\(第9条関係\)](#)

第14号様式(第9条関係)

変 更 届 年 月 日 鹿児島県公安委員会 殿 届出者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
運転免許取得者等検査に使用している施設の名称	
運転免許取得者等検査に使用している施設の所在地	
変更する記載事項又は添付書類の内容	
変更後の記載事項又は添付書類の内容	
変 更 日	年 月 日
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。